

奥州市監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月29日

奥州市監査委員 千 田 永  
奥州市監査委員 千 葉 洋 一  
奥州市監査委員 加 藤 清

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名及び監査実施期日

予備監査 令和元年5月13日及び14日

本監査 次のとおり

部課等(機関)名	実施期日
佐倉河幼稚園	令和元年5月15日
羽田幼稚園	
岩谷堂幼稚園	
小山西幼稚園	
南都田幼稚園	
若柳幼稚園	
前沢南幼稚園	令和元年5月16日
前沢北幼稚園	
前沢東幼稚園	
小山東幼稚園	
衣里幼稚園	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)における財務等に関する事務の執行。なお、一部平成29年度分についても対象とした。

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
佐倉河幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

羽田幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
岩谷堂幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢南幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢北幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢東幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
小山東幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
小山西幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
南都田幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
若柳幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣里幼稚園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。